

麻薬向精神薬原料取扱いの手引

令和6年9月改訂

はじめに

世界の多くの国々で麻薬、向精神薬、覚醒剤等の薬物乱用が依然として大きな社会問題となっています。薬物乱用を防止するには、不正薬物の密造や取引を厳しく取り締まることが重要であり、麻薬向精神薬原料の取扱いについても麻薬及び向精神薬取締法で規制されています。しかしながら、麻薬向精神薬原料を密輸出しようとした事件が発生し、より一層の管理の強化が求められています。

この手引は、麻薬向精神薬原料を取り扱う場合に必要な事項を説明したものです。麻薬向精神薬原料を取り扱うにあたり御活用ください。

1 麻薬向精神薬原料（法別表第4，麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令第4条）

麻薬又は向精神薬の原料となる物質として、別表Aの物をいいます。

2 特定麻薬向精神薬原料（施行令第1条）

麻薬向精神薬原料（別表A）のうち、政令で定める物をいいます。

特定麻薬向精神薬原料は、他の麻薬向精神薬原料と比較して、麻薬及び向精神薬に転換されやすいものです。したがって、その規制は他の麻薬向精神薬原料よりも厳しくなっています。

3 適用除外（法第50条の36）

別表Bの麻薬向精神薬原料については、その組成、性状等に照らして麻薬又は向精神薬の製造に使用することが著しく困難である物として、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されていますので、この法律の届出等は必要ありません。

4 麻薬等原料営業者（法第50条の27、法第50条の28）

麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者をいいます。

(1) 業務の届出 …… 別紙1

麻薬向精神薬原料を取り扱う場合には、あらかじめ業務の届出が必要な場合があります。

麻薬等原料 輸入業者	麻薬向精神薬原料を輸入することを業とする者	あらかじめ厚生労働省地方厚生局長へ届け出なければなりません。
麻薬等原料 輸出業者	麻薬向精神薬原料を輸出することを業とする者	
麻薬等原料 製造業者	麻薬向精神薬原料を製造すること（注①）、又は麻薬向精神薬原料を小分けすること（注②）を業とする者	注③
特定麻薬等原料 製造業者	特定麻薬向精神薬原料を製造すること、又は特定麻薬向精神薬原料を小分けすることを業とする者	あらかじめ厚生労働省地方厚生局長へ届け出なければなりません。
麻薬等原料 卸小売業者	麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者	注③
特定麻薬等原料 卸小売業者	特定麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者	あらかじめ都道府県知事へ届け出なければなりません。

(注①) 麻薬向精神薬原料を精製すること、及び麻薬向精神薬原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の麻薬向精神薬原料にすることを含みます。ただし、調剤は除きます。

(注②) 他人から譲り受けた麻薬向精神薬原料を分割して容器に収めることをいいます。

(注③) 特定麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を製造、小分け又は譲り渡すことを業とする場合は、この法律の届出等は必要ありません。

(2) 業務変更の届出 …… 別紙 2

届け出た事項を変更しようとするときは、業務変更の届出が必要です。

なお、法人の代表者の変更については届出の必要はありません。

(3) 業務廃止の届出 …… 別紙 3

届け出た業務を廃止したときは、30日以内に届け出てください。届出者が死亡又は解散したときは、その相続人又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が届け出てください。

※ 営業所の移転

営業所を移転する場合は、あらかじめ移転先の営業所について業務の届出を行い、移転後30日以内に移転前の営業所について廃止の届出を行ってください。

5 記録（法第50条の34）

麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者、特定麻薬等原料卸

小売業者は、その輸入し、輸出し、製造し、小分けし、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料（特定麻薬等原料製造業者、特定麻薬等原料卸小売業者は、特定麻薬向精神薬原料）の品名及び数量並びにその年月日を記録してください。また、輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受けた場合にはその相手方の氏名又は名称及び住所についても記録してください。

これらの記録は、記録の日から2年間、麻薬等原料営業所において保存してください。

[具体的な記録の方法例]

- ① 帳簿を用意し、上記事項を記録する。
- ② 伝票を綴る。ただし、上記事項が記録されている必要があります。また、他の伝票とは別に綴ってください。

(注) 同一法人の麻薬等原料営業者間での麻薬向精神薬原料の譲渡・譲受については、記録の必要はありません。

6 輸入・輸出（法第50条の29、法第50条の30）

麻薬等原料輸入（出）業者が麻薬向精神薬原料を輸入（出）する場合

別表の特定麻薬向精神薬原料を輸入（出）しようとするときは、その都度、厚生労働省地方厚生局長に届け出てください。

特定麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸入（出）する場合は、その都度の届出は不要です。

7 事故届（法第50条の33第1項）…… 別紙4

別表Cの量を超える麻薬向精神薬原料の盗取、所在不明等の事故が生じた場合は、速やかに届け出てください。

なお、盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、この数量以下でも届け出てください。

8 疑わしい取引届（法第50条の33第2項）…… 別紙5

取り扱う麻薬向精神薬原料が麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがある場合は、速やかに届け出てください。

[疑わしい取引に当たる可能性がある事例]

- ① 注文者の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称若しくは所在地）又は事業内容等が虚偽であると思料される場合
 - ・ 事業経歴の情報が全く、若しくはほとんどない顧客
 - ・ 会社の住所、電話番号について曖昧な顧客
 - ・ 偽りの、又は疑わしい住所、電話番号、照会先を申し出る顧客
 - ・ 私書箱、あるいは発注者や顧客の住所以外の宛先への配送を求める顧客
 - ・ 信用照会先を言わないか又は曖昧にする顧客
 - ・ 信用勘定の開設や購入注文通知の提出を拒む顧客

- ② 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと史料される場合
- ・ 購入目的について曖昧な顧客
 - ・ 通常の産業活動からみて、異例の量や組み合わせの化学物質を購入しようとする顧客
 - ・ 事業内容との結びつきが考えられない使用目的で購入しようとする顧客
 - ・ 質問に対する答えが曖昧で、事業の基本知識に欠ける顧客
- ③ 支払方法又は運搬方法等が通常取引慣行に反すると史料される場合
- ・ 市場の実勢を極端に上回る有利な条件を提示したり、最終仕向地や注文内容について過度の秘密保持を要求する顧客
 - ・ 現金払いで、大量の麻薬向精神薬原料を自ら持ち帰ろうとする顧客
 - ・ 高額な取引であるにもかかわらず、銀行小切手、郵便為替での支払いを求める顧客
 - ・ 通常でない輸送手段、経路を求めたり、通常でない輸送、表示、荷造りを要求する顧客
- ④ その他、不法な麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合
- ・ 顧客が麻薬や向精神薬の不正な製造に関連している疑いがあるとの情報に接した場合

* 事故届及び疑わしい取引届については、急を要すると考えられるので、営業所長の職名とその押印でも結構です。また、できるだけ詳しい情報を別紙として添付してください。

【参考】

◆無水酢酸の疑わしい取引の届出に係る留意点について

(H21/11/17 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡)

問い合わせ先及び届出先

麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部調査総務課 電話03-3512-8691

麻薬等原料卸小売業者

東京都保健医療局健康安全部薬務課

- ・ 業務届、変更届、廃止届に関すること
薬事免許担当 電話03-5320-4503
- ・ 事故届、疑わしい取引届及び記録等運用に関すること
麻薬対策担当 電話03-5320-4505

別 表

	特定麻薬向精神薬原料	A 麻薬向精神薬原料	B 適用除外 次の濃度以下の物については、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。	C 事故の届出 次の数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合は、事故の届出が必要です。
1		アセトン	5 0 %	1 5 0 kg
2		アントラニル酸及びその塩類	アントラニル酸として5 0 %	アントラニル酸として3 0 kg
3		エチルエーテル	5 0 %	1 4 0 kg
4		塩酸	塩化水素を1 0 %	塩化水素を2 0 kg
5		トルエン	5 0 %	1 7 0 kg
6		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして5 0 %	ピペリジンとして5 0 0 g
7		メチルエチルケトン	5 0 %	1 6 0 kg
8		硫酸	1 0 %	2 0 kg
9	○	N-アセチルアントラニル酸及びその塩類	N-アセチルアントラニル酸として5 0 %	N-アセチルアントラニル酸として4 0 kg
10	○	4-アニリノピペリジン及びその塩類	4-アニリノピペリジンとして5 0 %	(数量にかかわらず届出が必要)
11	○	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジンとして5 0 %	(数量にかかわらず届出が必要)
12	○	イソサフロール	5 0 %	4 kg
13	○	エチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	エチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして5 0 %	(数量にかかわらず届出が必要)
14	○	エルゴタミン及びその塩類	エルゴタミンとして5 0 %	エルゴタミンとして2 0 g
15	○	エルゴメトリン及びその塩類	エルゴメトリンとして5 0 %	エルゴメトリンとして1 0 g
16	○	過マンガン酸カリウム	1 0 %	5 5 kg
17	○	サフロール	5 0 %	4 kg
18	○	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類	1,1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラートとして5 0 %	(数量にかかわらず届出が必要)
19	○	1,1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラート及びその塩類	1,1-ジメチルエチル=ピペリジン-4-オン-1-カルボキシラートとして5 0 %	(数量にかかわらず届出が必要)

20	○	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
21	○	ピペリジン-4-オン及びその塩類	ピペリジン-4-オンとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
22	○	ピペロナル	50%	4 kg
23	○	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミドとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
24	○	1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類	1-フェネチルピペリジン-4-オンとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
25	○	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	ブチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
26	○	プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	プロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
27	○	無水酢酸	50%	210 kg
28	○	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	1-メチルエチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
29	○	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
30	○	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
31	○	メチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	メチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)

32	○	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸として50%	(数量にかかわらず届出が必要)
33	○	3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン	50%	4 kg
34	○	リゼルギン酸及びその塩類	リゼルギン酸として50%	リゼルギン酸として10 g

※麻薬向精神薬原料のうち、アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン、放射性物質を含有する物は、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。

※バッテリーに使用されている硫酸については、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸については、規制対象となります。
(H18/6/27 薬食監麻発第 0627001 号)

令和6年9月現在